

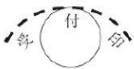
## 上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、 市民税・県民税（住民税）では所得税とは異なる課税方式を選択する場合の書き方

上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、市民税・県民税（住民税）で所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税申告書（特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用）に記入し、提出してください。

※市民税・県民税申告書作成コーナー（住民税試算システム）では書類は作成できません。

### ★市民税・県民税申告書（特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用）

長野市長宛



.....年度分 市民税・県民税申告書  
(.....年分 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用)

整理番号										
賦課期日住所 (1月1日の住所)	長野市									
現住所	同上									
フリガナ					電話番号					
氏名					生年月日	明・大・昭・平・令				
マイナンバー (個人番号)					年	月	日			
						番号	身元			
						代理権	商社			

該当する箇所に☑してください。

1 上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

① 申告不要（＝②、③で申告する配当所得等以外は申告しないこと）を選択します。

② 総合課税による申告を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

③ 申告分離課税による申告を選択します。

配当所得等（申告分離課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

① 申告不要（＝②で申告する譲渡所得等以外は申告しないこと）を選択します。

② 申告分離課税による申告を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額	円
株式譲渡所得割額控除額	円


※申告不要ではなく、総合課税や申告分離課税による申告を選択し、金額の記載がなかった場合は、確定申告書の金額を基に課税を行います。

裏面の案内もお読みください。

---

長野市使用欄

資料	更正	確認



(様式第80号の2)

個人市民税・県民税の申告ページから「市民税・県民税申告書（特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用）」を印刷し、申告する年度、所得のあった年分、住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバーを記入してください。

1 確定申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の全部について、市民税・県民税（住民税）では申告不要制度を選択したい場合

確定申告書（令和3年分以降用）第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○印を付け提出した方は、この申告書の提出は不要です。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○	○	円	円	円	円

確定申告書第二表の該当箇所に○印をしなかった（一般株式等があるなどの理由でできなかった）場合で、この申告書で申告不要を選択したい場合には以下を参考にしてください。

確定申告した上場株式等の配当所得等について、  
市民税・県民税（住民税）ではそのすべての所得について申告不要制度を選択する場合  
1の①に☑チェックをしてください。

該当する箇所に☑してください。

1 上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

① 申告不要（＝②、③で申告する配当所得等以外は申告しないこと）を選択します。

② 総合課税による申告を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

③ 申告分離課税による申告を選択します。

配当所得等（申告分離課税分）の金額	円
配当割額控除額	円

確定申告した上場株式等の譲渡所得等について、  
市民税・県民税（住民税）ではそのすべての所得について申告不要制度を選択する場合  
2の①に☑チェックをしてください。

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

① 申告不要（＝②で申告する譲渡所得等以外は申告しないこと）を選択します。

② 申告分離課税による申告を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額	円
株式譲渡所得割額控除額	円

※チェックされていない項目については確定申告の内容のとおり課税をしますので、配当所得等、譲渡所得等についてそれぞれ確認の上、チェック漏れがないようにご注意ください。

2 確定申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の一部について、銘柄ごと、特定口座ごとに課税方式を選択したい場合及び、確定申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の全部について、確定申告書と異なる課税方式に変更したい場合

確定申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、

市民税・県民税（住民税）では**申告不要制度**を選択する銘柄・特定口座がある場合

上場株式等の配当所得等については1の①に☑チェックをし、上場株式等の譲渡所得等については2の①に☑チェックをしてください。

1の②、③及び2の②に記入した（市民税・県民税（住民税）で申告した）もの以外の上場株式等の配当所得等・譲渡所得等について、申告不要制度を選択したものとみなします。

確定申告した上場株式等の配当所得等について、

市民税・県民税（住民税）では**総合課税による申告**を選択する銘柄・特定口座がある場合

1の②に☑チェックをしてください。また、枠内に配当所得等の金額と、上場株式等の配当所得等から特別徴収された市民税・県民税（住民税）の金額を記入してください。

例：確定申告でA社（配当所得 500,000 円 特別徴収された住民税 25,000 円）とB社（配当所得 300,000 円 特別徴収された住民税 15,000 円）の2社分の上場配当所得を申告したが、市民税・県民税（住民税）では**A社分の配当所得を申告不要とし、B社分の配当所得のみ総合課税で申告したい場合**

1 上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法について

- ① 申告不要（＝②、③で申告する配当所得等以外は申告しないこと）を選択します。
- ② 総合課税による申告を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額	300,000 円
配当割額控除額	15,000 円

①にチェックすることで、②又は③で申告する配当所得（ここでは②に記入しなかったA社分 500,000 円）以外のものについては、住民税ではすべて申告不要とします。

②に記入した金額の配当所得（ここではB社分 300,000 円）のみ、住民税の総合課税に含まれます。特別徴収された住民税（15,000 円）は「配当割額控除額」欄に記入します。

確定申告をした上場株式等の配当所得等、譲渡所得等について、

市民税・県民税（住民税）では**申告分離課税による申告**を選択する銘柄・特定口座がある場合

上場株式等の配当所得等については1の③に☑チェックをし、上場株式等の譲渡所得等は2の②に☑チェックをしてください。また、それぞれの枠内に、配当所得等・譲渡所得等の金額と、特別徴収された市民税・県民税（住民税）の金額を記入してください。

### 3 その他の注意点

#### (1) 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の申告について

上場株式等の配当所得等・譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）の申告方法については、所得税の確定申告と異なる申告方法を選択することができます。

対象となるのは、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と市民税・県民税（住民税）5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです。所得税20.42%を源泉徴収されている一般株式（非上場株式）は対象ではありません。

なお、譲渡所得等は源泉徴収がある特定口座における所得に限ります。

ただし、同一の源泉徴収口座内で上場株式等の譲渡所得の譲渡損失と配当所得等の両方がある場合、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。

**※注意** 申告書の内容に記載誤り等があり、上場株式等の所得と判断ができない場合には、確定申告書の内容で市民税・県民税（住民税）を課税することがあります。

また、確定申告書第二表「特定配当等の全部の申告不要」に○印をしたうえで、この申告書で課税方式を選択する旨の申告があった場合は、この申告書の内容を優先して課税します。

#### (2) 添付書類について

本市において適正に課税方式を確認するために、配当の支払通知書の写しや、特定取引口座報告書の写しの添付にご協力をお願いします（正確に課税できない可能性があるため）。ご不明な点は、各証券会社等にご確認ください。

#### (3) 提出期限に関する注意点

原則として、当該年度の申告期限までに、市民税・県民税申告書（特定配当等・特定株式等譲渡所得金額用）を提出してください。

なお、当該年度の納税通知書が送達（※）される時までに提出がない場合、この特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の申告は無効となります（当該納税通知書に係る年度分の市民税・県民税（住民税）は、遡って変更を行うことはできませんのでご注意ください）。

※送達日（以下の日付以前に納税通知書が送達された場合は、送達された日）

- ・「給与からの特別徴収」のみの場合 …5月31日
- ・「普通徴収」又は「年金からの特別徴収」、「給与からの特別徴収」との併用徴収の場合 …6月20日（普通徴収第1期納期限の10日前）

提出・問い合わせ先

長野市財政部市民税課

住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話（代表）026-226-4911（内線）2452・2456

（直通）026-224-8507